

# 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)について

## 1 基本的な考え方

### 1 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の役割

カーボンニュートラルロードマップに対し、本計画は、2030年度の目標を確実に達成するための行政計画です。

そのため、より具体的な取組を示すことが必要であり、市民に広く共有するものというよりは、取組の中心となる役割を担う企業、団体に対して行政として実施すべき事業を示すものという性質です。

### 2 カーボンニュートラルロードマップとの比較

	目標年度	記載する項目
ロードマップ	2030年度 2040年度 2050年	各部門ごとにおける太陽光発電システムの必要なkW数 現在 2030年度 ・家庭部門 ○○○kw → ●●●kw ・産業部門 △△△kw → ▲▲▲kw ・運輸部門 □□□kw → ■■■kw
計画	2030年度	達成のために必要な施策 ・補助金 ・地域新電力の創設 ・PPAの普及促進 など

## 2 目標値の改定

### 1 2030年度CO2削減目標

カーボンニュートラルロードマップで示す目標と同じ目標に改定します。

現計画は、2030年度までに2013年度比で27%削減ですが、これを50%削減に改定します。

現計画	改定計画
27%	50%

### 2 再生可能エネルギー導入目標

カーボンニュートラルロードマップで示す目標と同じ目標に改定します。

現計画は、2030年度までに52MWですが、これを160MWに改定します。

現計画	改定計画
52MW	160MW

## 3 将来像及び施策体系

現計画で掲げている将来像及び施策体系は、基本的に継続します。

理由は、現計画においても2050年にCO2排出量を実質ゼロにする目標を掲げており、それを踏まえた体系としているためです。

しかしながら、2030年度の目標を大幅に上方修正するため、実施する取組については充実、追加を図るものとします。



## 4 促進区域の設定

### 1 促進区域について

2021年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法の一部改正により、地方公共団体実行計画に市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業(地域脱炭素化促進事業)に係る促進区域を設定できることとなりました。

地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進するため、促進区域を設定します。

### 2 促進区域導入の背景

促進区域が改正地球温暖化対策推進法に定められるようになった背景に再生可能エネルギー導入規制の動きが全国的に広まったことが挙げられます。

山林を切り開いて急傾斜地に設置するケースや歴史的景観を壊す立地、不適切な管理などの問題に対応するため、条例による規制が増えた結果、再生可能エネルギー事業が進まないといった課題が顕在化しました。

そのため、配慮すべき事項を示し、促進する区域を市町村が指定することで、事業を進めやすくするという狙いがあります。

本市においては、そのような問題は確認されていないため、積極的に促進区域を設定する意義は大きくありませんが、市として再生可能エネルギーの導入を進めようという意思表示のため、建物の屋根や屋上を促進区域として設定することとします。